14　ＵＮＯＣＩは、武器禁輸の監視の範囲内で、適切な場合には、決議第千五百七十二号（二千四年）7の規定により課され上記1及び2の規定によって修正された措置に違反してコートジボワールに持ち込まれた武器及び全ての関連物資を回収し、必要に応じ処分する権限を与えられていることを想起する。

15　決議第千七百三十九号（二千七年）、第千八百八十号（二千九年）、第千九百三十三号（二千十年）、第千九百六十二号（二千十年）、第千九百八十号（二千十一年）及び第二千六十二号（二千十二年）で定められているとおり、コートジボワールの当局が、専門家グループ、ＵＮＯＣＩ及びこれを支援するフランス軍に対し、決議第千五百八十四号（二千五年）2(a)に規定される機材、場所及び設備並びに場所を問わず全ての武器、弾薬及び関連物資（上記11又は12の規定に言及する回収に由来するものも含む。）への妨害のないアクセス（適切な場合には通告のないアクセスを含む。）を提供する必要性を改めて表明する。

16　決議第千九百八十号（二千十一年）10の規定で表明したとおり、対象を特定した措置を課すことの約束を改めて表明する。

17　全ての関係国、特にこの地域の国に対し、委員会に全面的に協力することを要請し、また、委員会に対し、必要と考える全ての更なる情報を要請する権限を与える。

18　決議第千七百二十七号（二千六年）7の規定に定める専門家グループの任務を二千十四年四月三十日まで延長することを決定し、事務総長に対し、同グループの活動を支援するため必要な措置をとることを要請する。

19　専門家グループに対し、上記1の規定、決議第千五百七十二号（二千四年）9及び11の規定、第千六百四十三号（二千五年）6の規定、第千九百七十五号（二千十一年）12の規定及び第千九百八十号（二千十一年）10の規定により課されている措置の履行につき、二千十三年十月十五日までに中間報告を、並びに任務の期間の終了の三十日前までに最終報告書及び勧告を、委員会を通じて安全保障理事会に提出することを要請する。

20　決議第千七百二十七号（二千六年）7(e)に規定される専門家グループの報告書は、適切な場合には、委員会が行い得る決議第千五百七十二号（二千四年）9及び11の規定並びに第千九百八十号（二千十一年）10の規定に定める個人及び団体の追加指定に関連するいかなる情報及び勧告も含み得ることを決定し、さらに、監視メカニズムの方法の基準を明確にするための可能な措置について論じている21、22及び23の規定を含む最良の慣行及び方法に関する制裁についての一般的問題に関する非公式作業部会の報告書（Ｓ／二〇〇六／九九七）を想起する。

21　事務総長に対し、ＵＮＯＣＩが収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

22　フランス政府に対しても、フランス軍が収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

23　キンバリー・プロセス及び他の適切な国家機関及び国際機関に対しても、ダイヤモンドの生産、取引及びコートジボワールからの不正な輸出に関与している個人及びネットワークに関し、専門家グループ及び同グループからの照会に緊密に協力するとともに、定期的に情報交換し、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会にそのような事項について通報することを要請し、また、キンバリー・プロセスにより調整された科学的調査の目的のためのダイヤモンド原石の標本の確保に関する決議第千八百九十三号（二千九年）16及び17の規定により定められた免除を延長することを更に決定する。

24　コートジボワール当局に対し、同国内でキンバリー・プロセスの最低基準を執行するための行動計画を実施するよう要請し、上記6の規定に従い、決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定に基づく措置の修正又は解除を適当な場合に行うため、コートジボワール当局に対し、キンバリー・プロセス証明制度と緊密に協力し、ダイヤモンド原石の取引のための同国の国内管理制度の見直し及び評価、並びに同国の潜在的なダイヤモンド資源及び生産能力に関する包括的な地質学調査を行うよう奨励する。

25　コートジボワール当局に対し、紛争の影響を受ける又は危険性の高い地域から鉱物を供給する責任あるサプライチェーンを確保するための相当な注意に係る指針を実施するために経済開発協力機構（ＯＥＣＤ）が主催する計画に参加するとともに、零細採掘業に関係して類似の問題を抱えている他の国や取組から得られる教訓を活用することも視野に国際機関に対して手を差し伸べるよう奨励する。

26　コートジボワール当局に対し、関連する十分な調査を実施することなどして、不法な課税ネットワークを解体し、視地点を減らし、かつ国内全土で脅迫事件を予防するために必要な措置をとるよう要請し、関係する機構を引き続き再構築して強化すると共に、同国北部、西部及び東部において、税関及び国境管理当局者を配置することを加速化するために必要な措置を取るよう要請する。

27　専門家グループに対して、これらの国境措置及び管理の実効性を評価するよう要請し、全ての隣国に対してこれに関連するコートジボワールの努力を認識するよう奨励し、ＵＮＯＣＩに対し、その任務の範囲内で、コートジボワール当局による正常な税関及び国境管理活動の再構築への支援を継続するよう奨励する。

28　全ての国、国際連合の関連機関並びにその他の機関及び関係当事者に対し、特に上記1、2及び3の規定、決議第千五百七十二号（二千四年）9及び11の規定、第千六百四十三号（二千五年）6の規定及び第千九百七十五号（二千十一年）12の規定により課された措置の違反の疑いに関する利用可能な情報を提供することにより、委員会、専門家グループ、ＵＮＯＣＩ及びフランス軍に全面的に協力することを要請し、さらに、専門家グループに対し、適切な場合には、その活動を全ての政治主体と調整するよう要請する。

29　児童及び武力紛争に関する事務総長特別代表及び紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表に対し、決議第千九百六十号（二千十年）7及び第千九百七十八号（二千十一年）9の規定に従い、委員会との間で、関係する情報の共有を継続するよう要請する。

30　全てのコートジボワールの当事者及び全ての国、特にこの地域の国に対し、以下を確保することを、この文脈で、更に要請する。

―専門家グループの構成員の安全

―専門家グループによる、特に専門家グループがその任務を行うための人、文書及び場所へのないアクセス

31　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院年次報告（業務状況報告）

国家公務員法第24条第1項の規定に基づいて、人事院から、平成24年度の人事院の業務の状況について報告があったので、同条第2項の規定により次のとおり公表する。

目　次

はじめに
国家公務員制度改革の動向
1　国家公務員制度改革をめぐる動き
2　人事院の取組
第1編　人事行政
第1部　人事行政この1年の主な動き
第1章　適正な公務員給与の確保
1　報告と勧告
2　給与勧告の取扱い等